

10月8日付、災害事態宣言下での一時的例外措置の更新を定めた大統領令
第256/20号

【更新ポイント】

- 本大統領令の各措置の適用期間は、10月9日から11月7日まで間。
- 国境封鎖を維持。
- 労働査証を所持する外国人は事前の許可なく出入国が認められる。
- 査証を含む期限切れの書類を12月31日まで有効とする。
- 国際線及び国内線の定期航空便は引き続き段階的に再開。
- 旅行の72時間前以内にPCR検査の陰性結果を得ること及び渡航登録フォームのオンライン入力が入出国の条件。
- ルアンダ州の封鎖期間は、2020年11月7日23時59分まで延長。
- 入国するアンゴラ人、外国人居住者への自宅検疫義務。
- 封鎖対象地域の出入りにはコロナ検査の陰性結果を得ることが条件
- 公共の場、公共交通機関、スーパーマーケットでのマスク着用義務。
- 無症候患者は自宅隔離。検査で陰性を確認後、自宅検疫が解除。
- 行政サービスは8時～15時。民間セクターの活動時間は6時～16時。
- 労働力は75%（全土）が上限。
- 公立及び私立の教育機関での対面の授業を段階的に再開。
- 職業訓練施設及び自動車教習所の運営を引き続き許可。
- 屋外個人スポーツ・レジャーは、5時30分～21時に実施可能。屋内ジムは閉鎖。
- 10月17日から連盟公認競技大会を段階的に再開。
- 文化的・芸術活動は、一定条件下で8時から22時まで実施可能。
- スーパー等の商業施設は、7時から21時まで営業可。
- 市場、露天商は火～土の6時から15時。
- レストラン等の営業時間は、毎日6時から22時。出前は23時まで。
- ビーチ、公共プール等の利用は引き続き停止。
- 映画館は21時までの営業許可（最大収容人数の50%が上限）。
- ナイトクラブは営業停止。
- 自宅外での娯楽要素の強い集まりは禁止。
- 交通機関は、定員は75%を上限とする。

【本文】

【第1章：一般的な規定】

1. 目的（第1条）

（1）本大統領令は、災害事態宣言適用下における、新型コロナウイルス感染症に対する拡大予防・抑制措置、公共サービス、民間セクターの活動及び社会的行動にかかる規則を更新するものである。

（2）公共サービス、民間セクターの活動及び社会的行動にかかる規則は、本大統領令で規定されるもの及び他の分野別の規則のうち本大統領令のそれと矛盾しないものを指す。

2. 適用範囲（第2条）

本大統領令に規定される各措置は、領土全域に適用される。

3. 適用期間（第3条）

本大統領令に規定される各措置の適用期間は、11月7日までとされるが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況次第で改変され得る。

4. 個人の予防対策（第4条）

（1）特別な事情を除き、公共の場、人が出入りできる密閉空間、公共交通機関、屋外販売及びスーパーマーケットにおける正しい方法でのマスクの着用が義務づけられる。

（2）マスクの着用が義務とされている際にマスクを着用しない場合乃至正しい方法でマスクを着用しない場合、5千～1万クワンザの罰金が科せられる。

（3）正しくないマスクの着用方法とは、鼻と口が同時に覆われていない状態を指す。

（4）マスクの着用が義務とされている施設の管理責任者は、マスク不着用者のアクセスを阻むために必要な全ての措置を講じなければならない。

（5）官民の機関は、従業員の安全を確保し、感染防止策に関する保健当局の指示に従わなければならない。

（6）顧客対応にあたっては、物理的距離を確保しなければならない。

（7）可能な場合は、予約制による顧客対応が推奨される。

5. 外出自粛（第5条）

全ての国民は、必要不可欠な用事を除き、公共の場での移動は差し控え、自宅に留まることが推奨される。

6. 協力義務（第6条）

官民間問わず全ての個人及び機関は、通行を譲ったり、情報を提供したり、本大統領令に規定される違反を告発するといった形で、保健当局に協力する義務が課される。

7. 感染疑い者に関する報告義務（第7条）

施設の入場時に体温を計測する義務があるが、仮に感染疑い者を認知した施設は、当該者の入場を拒み、直ちに近所の保健当局に通報しなければならない。

8. 国境の防衛と衛生管理（第8条）

（1）アンゴラ共和国の国境は封鎖を維持する。

（2）前項の例外として、出入国が認められるのは以下の通り。

ア アンゴラ人および外国人居住者のアンゴラへの再入国

イ アンゴラにおける公的機関及び民間機関で職務にあたる外国人従事者の入国

ウ 労働査証を所持する外国人の入国

エ 外国人の自国への帰国

オ 公務による渡航

カ 貨物、商品、郵便貨物

キ 人道援助

ク 緊急医療

ケ 乗り継ぎ

コ 外交官及び領事官の出入国

サ 新型コロナウイルス感染症が死因の場合を除く遺体の移送

（3）他の規定と矛盾しない限りにおいて、本条第2項による出入国には、如何なる許可も必要としない。但し、出入国には次の条件を必要とする。

ア 旅行の72時間前以内に搭乗前RT-PCR検査を実施し陰性結果を得ること

イ 渡航登録フォームのオンライン入力

ウ 関係当局により作成される誓約書への署名

（4）本条項の適用にあたっての用語の定義づけは、各関係省庁の責任に委ねられる。

（5）国際人道支援活動を除き、国内の食料、燃料、医薬品、医療機材、医療消耗品の国外への持ち出しは禁じられる。

9. 州乃至市の封鎖（第9条）

(1) 封鎖対象地の境界は管轄機関によって定められた条件に従い衛生管理の対象となる。

(2) 封鎖対象地へ出入りする場合は、如何なる許可も必要としないが、事前にコロナの検査を受け、陰性結果を得なければならない。

(3) 新型コロナウイルス感染症による死者の遺体を、州を跨いで越境移送することは禁じられる

(4) 他の原因による死者の遺体については、越境移送することが認められ、事前にコロナの検査を受けることを条件に付き添える。

(5) 州乃至市の封鎖措置適用期間は、保健大臣及び内務大臣により延長され得る。

(6) 州乃至市の封鎖措置の違反者に対しては、20万から25万クワンザの罰金が科せられる上、違反者の費用により強制的な検査を実施しなければならない。

(7) 事前にコロナの検査を受けずに移動乃至陽性結果判明後の移動は、封鎖措置の違反とする。

(8) 各市民、自治体関係者、各地の保健当局は、封鎖措置の違反にかかるあらゆる行為につき担当当局に通報する義務を負う。

10. 定期航空便 (第10条)

(1) 感染状況に応じて、国内線及び国際線の定期航空便を引き続き段階的に再開する。

(2) 各関係省庁が定める特別規則を除いて、本条項に定める定期航空便の運航は衛生上の規則に準ずるものとする。

(3) アンゴラから出入国する国際線の航空便の搭乗にあたり、旅行の72時間前以内に実施したRT-PCR検査の陰性結果を提示しなければならず、出入国にあたっては、他の行政上の規則と矛盾しない限りにおいてその他の如何なる許可も必要としない。

(4) 国内線の航空便の搭乗にあたり、旅行の72時間前以内に実施した抗原検査の陰性結果を提示しなければならず、その他の如何なる追加的許可も必要としない。

(5) 各関係省庁は、航空便の段階的再開、スケジュール及び一般的規則を決定する。

11. 検疫、隔離及び検査 (第11条)

(1) 関係保健当局は、感染リスクの減少に応じて、義務とする検疫、隔離及び検査について決定することができる。

(2) 本大統領令に矛盾しない限りにおいて、検疫、隔離及び検査にかかる特別規則は保健当局により定められる。

12. 検疫 (第12条)

(1) 海外から入国するアンゴラ人、外国人居住者及びアンゴラで接受される外交団に対しては、自宅検疫が義務づけられる。

(2) 海外から入国する外国人非居住者に対しては、自宅検疫が義務づけられる。但し、保健当局が自宅検疫を実施できる条件がないと判断する場合を除く。

(3) 自宅検疫となる者は、保健当局により作成される誓約書に署名する義務を負う。

(4) 検査の結果、陰性が確認された後に、保健当局により自宅検疫の解除が決定される。

(5) 前項で規定する検査は、自宅検疫開始から少なくとも7日目以降に実施される。

(6) 自宅検疫中、当該対象者は自宅で待機し、保健当局により定められる対策を実施しなければならない。

(7) 物理的距離の確保等、自宅検疫を実施できる条件がないと保健当局が判断する場合は、政府指定施設での検疫下に置かれる。

(8) 検疫下の者は、労働上及びその他類似のケースにおいて差別されることなく、検疫下でない者と同様の権利を享受する。

(9) 法律上の刑事責任と矛盾しない限りにおいて、自宅検疫にかかる規則に違反する場合、15万～25万クワンザの罰金が科せられ、政府指定施設での検疫下に置かれる。

(10) 隣人や居住区の自治会会員は、自宅検疫の違反行為を認知した場合、通報しなければならない。

13. 自宅隔離 (第13条)

(1) 保健当局により新型コロナウイルス感染症陽性者と診断された者のうち、無症候の場合は、自宅隔離となり、各関係当局により規定される各措置を履行する。

(2) 自宅隔離となる者は、保健当局により作成される誓約書に署名する。

(3) 物理的距離の確保等、自宅検疫を実施できる条件がないと保健当局が判断する場合は、政府指定施設に隔離されることになる。

(4) 当該陽性者自身が、特別な保護が奨励される疾患を有している場合、または本大統領令に定める脆弱者(12歳以下の子供を除く)と同居している場合、権限ある当局の評価と判断により、政府指定施設での隔離が決定される。

(5) 当該陽性者と同居している者は、自宅検疫下に置かれる。

(6) 自宅隔離対象者及び自宅検疫下に置かれる同居人は、労働上及びその他類似のケースにおいて差別されることはなく、隔離・検疫下でない者と同様の権利を享受する。

(7) 検査の結果、陰性が確認された後に、保健当局により自宅隔離の解除が決定される。

(8) 自宅隔離の違反により刑事責任を問われ、違反者に対して25万～30万クワンザの罰金が科せられる。

(9) 隣人や居住区の自治会会員は、自宅隔離の違反行為を認知した場合、通報しなければならない。

14. 費用の分担（14条）

(1) 公的保健施設での個人の自発的なコロナ検査の実施の場合は、関係当局の定めにより費用を分担しなければならない。

(2) 財務及び保健分野所掌の関係省庁は、共同政令により前項で規定する分担の費用を定める。

15. 脆弱者の特別保護（第15条）

(1) 以下の者は特別保護の対象となる。

ア 60歳以上の者

イ 腎臓病、高血圧、糖尿病、心疾患、慢性的な呼吸器疾患、癌、免疫不全、肥満の者

ウ 妊婦

エ 5歳以下の子供

(2) 前項に挙げられる対象者は、対面式（出勤）の業務から免除され、在宅勤務をしなければならない。

(3) 5歳以下の子供を有する者のうち子供の面倒をみれる他者を有する者及び肥満の者については前項の適用外となるが、労働時間は半減される。

(4) 前項や労使契約に拘わらず、リモートワークの実施を可能とする体制が構築され得る。

【第2章：各措置】

16. 行政サービス、民間セクターの活動（第16条）

(1) 行政サービスの運営時間は、8時～15時となり、労働力の75%を上限とする。

(2) 港湾、航空、税関、防衛、保健、電気通信、マスコミ、電力、水、廃棄物

処理及び教育施設については、前項の例外対象となり、通常の労働力を選択できる。

(3) 民間セクターの活動時間は、6時～16時となり、労働力の75%を上限とする。

17. 教育機関（第17条）

(1) 公立及び私立の教育機関における、あらゆる学齢期の対面での授業が引き続き認められる。各関係省庁は安全性を含む授業の再開に向けた必要な条件を策定する義務を負う。

(2) 対面の授業の再開は段階的に行わなければならない、免疫学上の状況の評価を受ける。

(3) 本大統領令の特別規則に矛盾しない限りにおいて、教育機関において以下を遵守する義務を負う。

ア 生徒間及び生徒と教員間の1.5m以上の物理的距離確保

イ 教育機関内におけるマスク着用義務

ウ 保健当局が特に脆弱と認める慢性疾患を有する教員及び生徒の対面での授業を実施せず、非対面での授業を実施する条件を整備する義務

エ 密集状態が発生し得る公的空間の使用禁止

(4) 就学前教育における対面の授業は、教育機関及び教育担当者間の合意に基づき任意での実施とする。

(5) 就学前教育下の児童のマスク着用は、任意の着用とすることと矛盾しない限りにおいて義務とせず、その態様は保健当局が決定する。

(6) 年齢に関わらず、スクールバス内の全ての者のマスク着用を義務とする。

(7) 保健当局により定められる感染対策及び物理的距離確保が講じられていないと認められる場合、地方保健当局の決定により、教育機関を一時休校とすることができる。

(8) 関係当局は、公立及び私立の教育機関における学校管理者、教員及び職員に対する検査を実施する体制を整備する義務を負う。

18. 外国人学校及びインターナショナルスクール（第18条）

(1) 外国人学校及びインターナショナルスクールにおける対面の授業が引き続き認められる。

(2) 本大統領令と特別規則に矛盾しない限りにおいて、外国人学校及びインターナショナルスクールは以下のように運営する。

ア 独自の学校カレンダーに従う

イ 授業の再開及びクラス配分の態様について独自に決定する

ウ 対面及び非対面の授業の変更を可とする

エ 生徒間及び生徒と教員間の1.5m以上の物理的距離確保

オ 保健当局が特に脆弱と認める慢性疾患を有する教員及び生徒の対面での授業を実施せず、非対面での授業を実施する条件を整備する義務を負う

カ 就学前教育の場合を除いて、2020年12月31日までの食堂利用を一時停止とする

(3) 食堂運営の一時停止期間中は、昼食は休憩時間中に教室内で摂らなければならない。

(4) 就学前教育における授業は、教育機関及び教育担当者間の合意に基づいて2020年10月26日から任意での実施を許可する。

(5) 就学前教育下の児童のマスク着用は、任意の着用とすることと矛盾しない限りにおいて義務とせず、その態様は保健当局が決定する。

(6) 年齢に関わらず、スクールバス内の全ての者のマスク着用を義務とする。

(7) 各関係省庁が定める特別規則に矛盾しない限りにおいて、本条項に定める教育機関の活動の実施にあたり、感染予防の条件及び物理的距離の確保を必要とする。

19. 職業訓練施設等（第19条）

(1) 感染予防策及び物理的距離の確保を遵守する場合において、官民の職業訓練施設の運営が許可される。

(2) 自動車教習所の運営についても、感染予防策及び物理的距離の確保を遵守する場合において許可される。

20. スポーツ競技大会と練習（第20条）

(1) 連盟公認競技の練習が引き続き認められる。

(2) 10月17日以降、無観客かつ感染対策規則及び物理的距離確保の規則に従うことを義務として、連盟公認競技大会を認める。

(3) 前項に定める競技の再開は、スポーツ所掌の関係省庁の決定に従い、競技の感染リスクを勘案しつつ段階的に再開する。

(4) 前項に定めるスポーツ競技大会の開催にあたっては、選手、コーチ及び関係者による競技の72時間前以内のコロナの検査の実施を条件とする。

(5) 前項に定める検査は、各クラブチームの責任により実施する。

(6) 上記に違反する場合は、25万～50万クワンザの罰金が科せられる。

21. 個人スポーツ・レジャー（第21条）

(1) 個人スポーツ・レジャーは、屋外かつ物理的距離確保のうえで実施するこ

とを義務とし、毎日5時30分から21時までの実施を認める。

(2) 個人スポーツの実施にあたっては、5名以上集まってはならない。

(3) 個人スポーツの実施にあたっては、マスク着用を義務としない。

(4) 屋外で自由に立ち入りできるジムの再開を認める。屋内のジムは引き続き閉鎖する。

(5) 前項に定めるジムは、物理的距離確保のうえ、空間及び機材の定期的な消毒を義務として運営される。

(6) 上記に違反する場合は、1万～1万5千クワンザの罰金が科せられる。

2.2. 商品およびサービスの商業活動（第22条）

(1) 一般的な商品およびサービスの商業活動は、7時から21時までとし、感染予防策、物理的距離、入り口での体温測定、入口での手指消毒用品の提供及び内部の衛生ポイントの配置を確保しなければならない。

(2) 労働力は75%を上限とする。

(3) 商業施設内では、客数を最大収容可能人数の50%に抑えなければならない。

(4) 上記(2)を確保するために、職員のローテーションを組まなければならない。

(5) 上記(1)、(2)及び(3)に違反する場合は、一時的に商業活動が停止され、10万から25万クワンザの罰金が科せられる。

2.3. レストラン等（第23条）

(1) レストラン等の営業時間は、毎日6時から22時までとなる。

(2) 最大収容人数は50%までに抑え且つテーブル席のみ使用可能で、感染予防対策や物理的距離を確保しなければならない。

(3) セルフサービスやカウンターサービスは禁止される。

(4) 持ち帰り、出前サービスは、毎日6時から23時まで可能である。

(5) 上記に違反する場合は、一時的に営業が停止され、10万～25万クワンザの罰金が科せられる。

(6) 持ち帰りサービスが推奨される。

2.4. 市場・行商・露天商（第24条）

(1) 市場や露天商の営業時間は、火曜日から土曜日までの週5日の6時から15時までとなる。売り手と買い手の物理的距離を確保する義務を負う。

(2) 市場において、売り手及び買い手はマスクの着用や物理的距離の確保を義務づけられる。

(3) 上記(1)と矛盾しない限りにおいて、保健当局の勧告に基づき、ウイルスが拡散する高いリスクが認められる場合は、フォーマル乃至インフォーマル市場が閉鎖され得る。

(4) 行商の営業時間は、火曜日から土曜日までの週5日の6時から15時までとなる。売り手と買い手の物理的距離を確保する義務を負う。

(5) 道路でインフォーマル市場を開くことは禁じられる。

(6) 市場の責任者は、売り手と買い手の間に推奨される物理的距離が確保されるようにしなければならない。

(7) 市場のある地区の役場は、主に営業時間外に市場を殺菌消毒する準備を整えなければならない。

(8) 許可されている時間外に営業した行商に対しては、5千～1万の罰金が科せられる。

(9) 許可されている営業時間外に行商から物品を購入した者に対しては、10万～25万クワンザの罰金が科せられる。

25. イベント、会議（第25条）

(1) 密閉空間における会議・イベントは、参加人数を実施場所の収容可能人数の50%以内に抑え且つ150名以内に制限しなければならない。

(2) あらゆる会議・イベントにおいて、マスクの着用、感染予防対策、物理的距離が確保されなければならない。

(3) 上記(1)で定める人数を超えて会議・イベントを実施するためには、保健当局から事前に許可を得なければならない。

(4) 屋外空間でのイベント、会議、デモの場合は、参加者間で2メートルの物理的距離を確保する必要があり、責任者はマスクを準備し、感染予防策を講じなければならない。

(5) 参加者間の接触時間を減少させるために、会議・イベントの時間を必要最小限に抑え、可能な限りデジタル通信手段を選択することが推奨される。

(6) 本条項に違反する場合は、10万～15万クワンザの罰金が科せられる。

(7) 前項の罰金は、会議・イベントの実施責任者を対象とする。

26. 公共の場での娯楽、文化、レジャー（第26条）

(1) 娯楽目的での、ビーチ、公共プール、その他の水浴関係場所、プレジャーボート・マリークラブの利用は、停止が維持される。

(2) 博物館、劇場、記念碑も営業が維持されるが、マスクの着用、感染予防対策、物理的距離が確保され、訪問客数は最大収容可能人数の50%を上限にしなければならない。

(3) 公的乃至私的なスペースにおいて、展示会や文化・芸術展を実施することは可能であるが、マスクの着用、感染予防対策、物理的距離が確保され、訪問客数は最大収容可能人数の50%を上限にしなければならない。

(4) 多目的施設や図書館は、営業にあたり、利用者を最大収容可能人数の50%に抑えなければならず、本大統領令に記載の感染予防対策、マスクの着用、物理的距離が確保されなければならない。

(5) 全国における映画館は21時まで営業が許可されるが、マスクの着用、関係省庁により定められる感染予防対策、物理的距離が確保され、観客数は最大収容可能人数の50%を上限にしなければならない。

(6) ナイトクラブの営業は停止される。

(7) その他の文化的・芸術活動については、次の規則に従い、8時から22時まで認められる。

ア 着座式かつ物理的に距離が離れている会場

イ 見物客のマスク着用義務

ウ 感染対策の遵守

エ 密閉空間での頻繁な換気及び消毒

オ 収容可能人数の50%以内に抑え且つ150名を上限とする

カ 関係当局のよる事前許可の取得

(8) 本条項に違反する場合は、一時的に営業が停止され、5万～10万クワンザの罰金が科せられる。

27. 宗教活動（第27条）

(1) 全領域において宗教的な集まりは、週に4日の宗教的儀式の実施が引き続き認められる。

(2) 関係省庁が定める特別規則に矛盾しない限りにおいて、宗教的集まりの実施条件は以下となる。

ア マスク着用義務

イ 儀式中の物理的距離確保

ウ 密閉空間における宗教的集まりは、参加人数を実施場所の収容可能人数の50%以内に抑え且つ150名以内に制限しなければならない上、参加者間に最低2メートルの距離を確保する。

エ 礼拝場所の外にも、参加人数の上限措置を適用する

エ ホスチアを受け取る者は、移動しやすい場所に位置し、移動の際は物理的距離を確保しなければならない。

オ 礼拝場所の毎日の殺菌及び換気

(3) 信者が礼拝場所に長い間留まることを避け、感染リスクを低減させるため

に、密閉空間における礼拝は最大2時間とすることが推奨される。

(4) 本条項で規定される許可は、儀式を実施するための条件と感染予防策を有する、法的に認定された宗教団体に限定される。

(5) 宗教的儀式は、礼拝場所が十分な換気や信者間の物理的距離の確保の条件が整っていない場合は常時、5月14日付法律第12/19号第24条2項に基づき、屋外で実施されなければならない。150名の上限を超えてはならない。

(6) 巡礼の実施は、各居住区の治安当局及び保健当局に対する事前通報が条件となる。

(7) 本条項に矛盾しない限りにおいて、実施場所の如何に拘わらず、宗教的な集まりは感染防止対策及び物理的距離の確保に関する規則に準ずることが求められる。

(8) 本条項に違反する場合は、5月14日付法律第12/19号第52条に従い、活動停止とする。

28. 集会 (第28条)

(1) 自宅においては、最大15名まで集会することが許可される。

(2) 公共の場で10名以上集まることは認められない。

(3) 前項が適切に遵守されるように、公共治安当局は公共スペースを巡回するし10名以上の密集に対し指導するが、当局の指示に反する場合は、11月7日付法律第28/03号第24条及び5月22日付法律第14/20号に基づき処罰される。

(4) 自宅以外の場所での娯楽要素の強い集まりは禁止される。

(5) 上記(1)～(4)に違反する場合は、10万～15万クワンザの罰金が科せられる。

(6) 上記罰金は、集会の開催者及び集会場所の所有者乃至責任者に科せられる。

29. アルコール飲料 (第29条)

(1) 公共の場でのアルコール飲料の販売及び消費は禁じられる。

(2) 前項に違反する場合は、2万5千～5万クワンザの罰金が科せられる。

30. 葬式 (第30条)

(1) 参加者が25名以下での葬式の実施は許可される。但し、8時から13時の間に実施されなければならない。

(2) 新型コロナウイルス感染症により死亡した者の葬式に参加できる最大人数は15名となる。保健当局により定められた他の規則と矛盾しない限りにおいて、当該葬式は午後に実施される。

(3) 前項で定められた葬式においては、マスクの着用及び物理的距離の確保が義務づけられる。

3 1. 公共交通機関と貨物（第 3 1 条）

- (1) 官民間問わず交通機関は、75%の乗客数を上限として営業可能である。
- (2) 前項の交通サービスを提供する会社は、サービス提供の継続性を確保するために、労働力を最適化しなければならない。
- (3) 上記(1)に違反する場合、営業車の没収及び運転免許の一時停止に加えて、5万～10万クワンザの罰金が科せられる。

3 2. バイクタクシー（第 3 2 条）

- (1) バイクタクシーは、運転手及び乗客にマスク着用義務が課される。
- (2) 前項に違反する場合、5千～1万クワンザの罰金が科される。

3 3. 書類の期限及び特例（第 3 3 条）

- (1) 以下に挙げる期限切れの公的書類を12月31日まで有効とする。

- ア 身分証明書
- イ 運転免許証
- ウ 車両登録証
- エ 自動車保有証明書
- オ アンゴラ帰国のための旅券
- カ 外国人在留カード及び査証
- キ 操縦免許証（航空機、船舶、鉄道）

【第 3 章：違反】

3 4. 罰金（第 3 4 条）

- (1) 本大統領令に規定される罰金の額は、違反内容、違反目的、違反により得られる利益、違反者の経済力に基づき決定される。
- (2) 本大統領令に定められる規定は、違反者の刑事責任を阻害するものではない。

3 5. 罰金にかかる手続（第 3 5 条）

本大統領令に規定される措置の違反に対する罰金は、あらゆる手段により徴収され、国庫に納められる。

3 6. 罰金の納付（第 3 6 条）

(1) 本大統領令に定める措置の違反により適用される罰金は、罰金が適用された州に納付され、専ら感染状況改善のための経費として賄われる。

(2) 前項の納付は、各州政府に納付される。

(3) 前項の罰金の納付にかかる技術的操作は財務分野所掌の関係省庁により行われる。

37. 監視 (第37条)

罰金の徴収を含めた本大統領令に規定される義務の履行は、公共治安当局や法的に権能を与えられた機関により監視される。

38. 不遵守 (第38条)

本大統領令に規定される措置の不履行は、11月7日付法律第28/03号第24条及び5月22日付法律第14/20号による改正に基づく不遵守罪に当たる。

【第4章：時限的条項】

39. ルアンダ州の封鎖 (第39条)

(1) ルアンダ州の封鎖期間は、2020年11月7日23時59分まで維持される。

(2) ルアンダ州の封鎖の有効期間中は、同州の出入りにおいて、事前のコロナ検査で陰性結果を得なければならず、その他の如何なる追加的手続を必要としない。

(3) ルアンダ州への移動には、如何なる追加的手続も必要としない。

(4) 関係省庁は、封鎖に伴う移動、特に経済活動の実施に向けたプロセスを迅速に進めるために有効な措置を講ずる義務を負う。

40. 実施 (第40条)

各担当省庁及び州政府は、本大統領令の適切な履行を確保するために、必要な措置を実施しなければならない。

41. 補完的適用 (第41条)

本大統領令は、5月25日付大統領令第142/20号に規定される各規則を補完する形で適用される。

42. 破棄 (第42条)

本大統領令に反する全ての規定は破棄される。

4 3. 疑問及び遺漏（第 4 3 条）

本大統領令の解釈や適用上の疑問、遺漏は共和国大統領により解決される。

4 4. 発効（第 4 4 条）

本大統領令は、2020年10月9日00時00分に発効する。